

改正動向にも留意

LIBOR参照金融商品のヘッジ会計のポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

武澤 玲子

以降もこれらの処理を継続して可能にすることが提案されている。

はじめに

LIBORの公表が恒久的に停止されることに伴って金利指標置き換える契約変更については、一定の要件を満たす場合、ヘッジ会計の適用を継続することができる。

●2020年実務対応報告では金利指標置換後、2023年3月期まではヘッジ会計を継続することができることとされているが、この期間を2024年3月期までとすることを提案する公開草案が公表されている(2022年3月最終化予定)。

●前記公開草案では、金利スワップの特例処理および為替予約等の振当処理について、一定の要件を満たす場合には2024年3月期の翌期

2021年12月24日に企業会計基準委員会から、実務対応報告公開草案62号(実務対応報告40号の改正案)「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」という)が公表され、2022年3月に最終化目標とされている。本公開草案は公表後に適用可能とすることが提案されていることから、2022年3月期から適用となる見込みである。本章では、2020年9月公表の実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商

品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下、「2020年実務対応報告」という)および本公開草案の内容を解説し、LIBORに関するヘッジ会計等の決算上の対応を解説する。

本公開草案公表の背景

2014年7月に、金融安定理事会(FSB)は、「主要な金利指標の改革(Reforming Major Interest Rate Benchmarks)」と題する報告書を公表し、次の点について提言を行っている(2020年実務対応報告25項)。

・ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)
R(欧州銀行間取引金利、全銀協LIBOR)といった既存の金利指標

である銀行間金利の信頼性と頑健性の向上、および銀行の信用リスク等を反映しないリスク・フリー・レートの特定
・それぞれの金利指標を、金融商品や取引の性質を踏まえて利用していくことが望ましい

この提言に基づき、各通貨で金利指標改革が進められるなかで、LIBORの公表が2021年12月末をもって恒久的に停止されることとされており、それを受けてLIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理および開示上の取扱いを明らかにするために、2020年9月に2020年実務対応報告が公表された。その際、金利指標置換後の取扱いについて不確実な点が多いため、公表から約1年後に予定されていた再確認を経て、2021年12月に本公開草案が公表された。

2020年実務対応報告の概要

金利指標改革に起因するLIBORの置換えは、企業からみると不可避的に生じる事象であり、ヘッジ会